

学校安全計画・学校保健計画

学校法人君が淵学園安全衛生管理規則等に基づき下記のとおり実施しています。

- ① 電気保安協会による電気設備点検、年/6回
- ② 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検、年/1回
- ③ 貯水槽の消毒、年/1回
- ④ 安全衛生委員会による安全点検、年/1回
- ⑤ 救急箱の点検、年/2回
- ⑥ 学生の定期健康診断、年/1回
- ⑦ 教職員の定期健康診断、年/1回
- ⑧ 専修学校各種学校学生・生徒災害傷害保険加入

学校感染症とその出席停止期間

学校保健安全法施行規則により、下記の感染症にかかった場合は、出席停止の扱いになります。

感染症の種別	出席停止の期間の基準
第一種のすべて	治癒するまで
第二種・インフルエンザ ・百日咳 ・麻疹(はしか) ・流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) ・風しん(三日はしか) ・水痘(水ぼうそう) ・咽頭結膜熱 (プール熱) ・結核、髄膜炎菌性髄 膜炎	・発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日(幼児は3日)を経過するまで ・特融の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ・解熱した後3日を経過するまで ・下耳腺、顎下線又は舌下線の膿胞が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで 発疹が消失するまで ・すべての発疹が癒皮化するまで ・主要症状が消退した後2日を経過するまで ・症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときはこの限りではありません。
第三種のすべて	・症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるとき